

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部改正について

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を下記のとおり改正する。

記

1 改正理由

令和5年度より、特別支援学校高等部の授業料について、現金納付に加え、口座振替による納付を可能とするにあたり、必要な改正を行う。

(参考) 都立高校授業料については、既に口座振替による納付が可能となっている。

2 改正内容

現行規定では、特別支援学校高等部の授業料について、新入生の4月分の納付期限が4月25日とされているが、口座振替を行うための手続きに要する時間を考慮し、当該納付期限を6月末日(現行規定の高等学校授業料の納付期限と同日)とする改正を行う。その他の納付期限についても、現行規定の高等学校授業料の納付期限と同日とする改正を行う。

また、休学・留学や転退学の場合の規定について所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

第十三号議案

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定し、公
布する。

令和五年三月二日

東京都教育委員会

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「毎月十日」を「四月末日」に、「年額の十二分の一」を「年額の十二分の三」に改め、「額を、」の下に「九月末日までに年額の十二分の九に相当する額を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「ただし、」の下に「入学初年度の」を加え、「四月二十五日」を「六月末日」に改める。

第二条第二項中「全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、」を削る。

第三条第二項中「含む。」の下に「又は特別支援学校の高等部」を加え、同条第三項中「全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

都立特別支援学校高等部の授業料について、現金納付に加え、口座振替による納付を可能とするにあたって、規定を整備する必要がある。

改正案	現行
<p>(授業料及び通信教育受講料の納期等)</p> <p>第一条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p> <p>4 特別支援学校の高等部(専攻科を含む。以下同じ。)の授業料は、四月末日までに年額の十二分の三に相当する額を、九月末日までに年額の十二分の九に相当する額を、それぞれ納付しなければならない。ただし、入学初年度の四月納付分については、六月末日までに納付しなければならない。</p> <p>5及び6 (現行のとおり)</p> <p>(休学・留学の場合の授業料)</p> <p>第二条 (現行のとおり)</p> <p>2 休学又は留学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第一に、復学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第二によるものとし、授業料の納付の期限は、校長が定める。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(転退学の場合の授業料)</p> <p>第三条 (現行のとおり)</p> <p>2 学年の中途に東京都立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部の相互間で転学する場合には、その日の属する月の初日に在籍する学校のその月に係る</p>	<p>(授業料及び通信教育受講料の納期等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 特別支援学校の高等部(専攻科を含む。)の授業料は、毎月十日までに、年額の十二分の一に相当する額を、納付しなければならない。ただし、四月納付分については、四月二十五日までに納付しなければならない。</p> <p>5及び6 (略)</p> <p>(休学・留学の場合の授業料)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、休学又は留学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第一に、復学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第二によるものとし、授業料の納付の期限は、校長が定める。</p> <p>3 (略)</p> <p>(転退学の場合の授業料)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 学年の中途に東京都立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の相互間で転学する場合には、その日の属する月の初日に在籍する学校のその月に係る授業料を納付しなければならない。</p>

授業料を納付しなければならない。

3 転出学及び退学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第一に、転入学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第二によるものとし、納付の期限は、校長が定める。

4 (現行のとおり)

第四条から第十一条まで (現行のとおり)

別表第一及び別表第二 (現行のとおり)

別記第一号様式から第三号様式まで (現行のとおり)

らない。

3 全日制等、定時制単位制及び中等教育学校の後期課程において、転出学及び退学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第一に、転入学の場合の当該年度における授業料の納付額は別表第二によるものとし、納付の期限は、校長が定める。

4 (略)

第四条から第十一条まで (略)

別表第一及び別表第二 (略)

別記第一号様式から第三号様式まで (略)